

## 答申書

### 第1 審査会の結論

「北海道視察事件に関する調査特別委員会綴」及び「幹事長会議綴（平成4～13年度）」について、実施機関の決定は妥当である。

### 第2 不服申立てに至る経過

- 1 不服申立人は、塩竈市情報公開条例第6条の規定に基づき、塩竈市議会（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年8月15日に「北海道視察事件に関する調査特別委員会綴」（以下「本件公文書」という。）及び「幹事長会議綴（平成4～13年度）」（以下「本件公文書」という。）について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件行政文書を開示しないとの非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成14年8月29日付（議第102号）開示しない理由を次のとおり付して不服申立人に通知した。

塩竈市情報公開条例第9条第2号に該当  
「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」
- 3 不服申立人は、本件処分を不服として、平成14年10月24日、塩竈市情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく不服申立てを行った。
- 4 実施機関は、塩竈市情報公開条例第12条第3項の規定に基づき、塩竈市情報公開審査会会長に対して、平成14年11月14日付（議第147号）公文書公開審査諮問書を提出した。

### 第3 不服申立人の主張要旨

- 1 不服申立ての趣旨  
不服申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。
- 2 不服申立ての理由  
不服申立人が不服申立書で主張している不服申立ての内容は、おおむね次のとおりである。

- ( 1 ) 本件公文書 について  
事実関係（何時、どこで、何を、どうしたか、その結果等）について知る権利があるの  
で、個人情報に抵触しない範囲で開示すべきである。
- ( 2 ) 本件公文書 について  
内容がどのようなものなのか具体的に明示すべきである。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が審査会における意見陳述で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件公文書 について

- ( 1 ) 北海道視察事件について
- ・ 昭和 39 年に北海道視察の際に市議会議員と随員職員との間に起きたトラブルで、  
新聞報道されたできごとである。
  - ・ 刑事事件には発展せず、懲戒免職などの処分はなかった。
- ( 2 ) 北海道視察事件に関する調査特別委員会について
- ・ 北海道視察事件に関する調査のために地方自治法第 100 条の規定に基づき設置  
された特別委員会であり、塩竈市議会常任委員会及び特別委員会条例第 13 条の  
規定に基づき秘密会としたものである。
  - ・ 調査の結果は、昭和 39 年の 6 月定例会市議会で報告された。
- ( 3 ) 本件公文書 の記載内容について
- ・ 北海道視察事件に関する調査特別委員会の内容を記録した文書の綴りである。
  - ・ 文書には事件の経緯、当事者やホテル従業員等の証言や関係者の氏名が記載され  
ており、個人情報が多分に含まれている。
- ( 4 ) 条例第 9 条第 2 号の該当性について
- ・ 本件公文書 には当事者である市議会議員や市職員をはじめ、多数の関係者の氏  
名等、特定の個人が識別される情報が多量に含まれており、条例第 9 条第 2 号に  
該当する。公開することにより「プライバシー」を中心とする個人の正当な権利利  
益を害するおそれがあり、個人に関する情報とそれ以外の情報を分離する事が難  
しいため非公開としたものである。

##### 2 本件公文書 について

- ( 1 ) 幹事長会議について
- ・ 議長が召集する会議であり、議員各派ごとの幹事長が集まり、人事案件（議長、  
助役、収入役、各種委員の選出等）や連絡事項の周知を行うものである。

- ・ この会議は、法令、条例による定めはなく、決定権は持たない。
- ・ 申し合わせ事項を協議する場であり、幹事長会議で検討されたことについては、最終的に議会本会議において検討され決定されるものである。

( 2 ) 本件公文書 の記載内容について

- ・ 幹事長会議の要点を記録した文書の綴りである。
- ・ 文書には幹事長会議で検討された人事案件について、個人の氏名・生年月日・現住所・最終学歴・職歴・公職歴・その人物に対する各派の意見等が記載されている。

( 3 ) 条例第 9 条第 2 号の該当性について

- ・ 本件公文書 には特定の個人が識別される情報が多数記載されており、条例第 9 条第 2 号に該当する。公開することにより「プライバシー」を中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあり、個人に関する情報とそれ以外の情報を分離する事が難しいため非公開としたものである。

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件公文書 について

#### ( 1 ) 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、市の保有する情報の公開を求める権利について必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を保障し、市民と市の信頼関係を深め、市政への市民参加を促進し、もって公正で開かれた市政の実現を図ることを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### ( 2 ) 本件公文書 の内容について

本件公文書 は、昭和 3 9 年に視察先の北海道において市議会議員と随員職員との間に起きたトラブルについて調査するため議会が設置した「北海道視察事件に関する調査特別委員会」の会議録である。

「北海道視察事件に関する調査特別委員会」は、塩竈市議会常任委員会及び特別委員会条例（昭和 3 1 年制定）第 1 3 条の規定に基づき秘密会とした委員会であった。秘密会についての条例の趣旨は、委員会での発言内容等を公けにしないことであり、議事録についても非公開とするものである。

#### ( 3 ) 条例第 9 条の該当性について

条例第 9 条第 2 号は、「個人に関する情報( 事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。 ) であって、特定の個人が識別され得るもの。」に該当する情報が記録されているときは当該公

文書を公開しないことができると規定している。これは、公文書の開示による当該公文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非公開として、保護することとしたものであり、また、条例第 3 条後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け、その保護の徹底を図っている。

これを、本件公文書 についてみると、同公文書に記載されている「個人が識別され得る情報」については、当時の新聞記事及び議会本会議での報告により公にされている情報であり、本件公文書 を開示することにより権利利益を侵害するおそれがないことから、条例第 9 条第 2 号には該当しない。

しかし、本件公文書 は、塩竈市議会常任委員会及び特別委員会条例（昭和 31 年制定）第 13 条の規定に基づき秘密会とした委員会の会議録である。秘密会についての条例の趣旨は、委員会での発言内容等を公にしないことであり、議事録についても非公開とするものである。

したがって、本件公文書 は塩竈市議会常任委員会及び特別委員会条例（昭和 31 年制定）に定めるところにより、公開することができない情報であり、条例第 9 条第 1 号（法令秘に関する情報）に該当するものである。

#### （ 4 ） 結論

以上のとおり、本件公文書 は塩竈市情報公開条例第 9 条第 1 号の法令秘に関する情報に該当するので、実施機関が本件公文書 を非公開としたことは妥当である。

なお付言するに、北海道視察事件については本会議において特別委員会から報告されており、本会議議事録には特別委員会の審議結果が要約して記載されている。また、実施機関は当時収集した関係の新聞記事切抜きを保管しており、本会議議事録及び新聞切抜きの公開により申立人の所期の目的は達せられる。よって実施機関としては、本会議議事録及び新聞記事の切抜きの閲覧謄写を申立人に勧めるのが適当である。

## 2 本件公文書 について

### （ 1 ） 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、市の保有する情報の公開を求める権利について必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を保障し、市民と市の信頼関係を深め、市政への市民参加を促進し、もって公正で開かれた市政の実現を図ることを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### （ 2 ） 本件公文書の内容について

「幹事長会議」は市議会議員の各派ごとの幹事長を構成員とするが、法令、条例の規定に基

づくものではなく、決定権のない会議である。本会議の議事進行を円滑に進めるために、本会議に諮る前に、各派間で審議内容を整理する目的等で開催されている会議である。「幹事長会議綴」はこのような役割をもった幹事長会議に供用された書面を綴ったものである。

### (3) 条例第9条の該当性について

条例第9条第2号の趣旨は第5・1(3)第一段落で指摘したとおりである。本件公文書には特定の個人が識別される情報が多数記載されており、仮に公開することにより、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがある。したがって、本件公文書の公開は条例第9条第2号に該当する。

他方、幹事長会議は、本会議に諮る前の段階で、当該手続きを円滑に進めるために、審議内容を整理する目的等で開催されているものである。したがって、本件公文書に記載されている事項は、あくまでも本会議における準備として取り扱われる性質を有する(この点で本件公文書は情報として未成熟である)。言い換えると、本件公文書に記載の事項は、幹事長会議での議論を経て、必要に応じて、提案理由等が一部訂正され、しかる後に本会議に上程される仕組みと位置付けられる(ちなみに、条例案等の提案理由は、あくまでも本会議において提案理由とされたものがそれに該当し、幹事長会議でいかなる説明がなされたかは本会議での議論を法的に拘束するものではない)。その場合、当該事項の本会議での取扱いと幹事長会議での取扱いに齟齬を生ずる可能性は否定できない。その結果、仮に当該記載事項をそのまま公開するならば、幹事長会議の段階での未成熟な情報をもとに提案理由が誤解されるなど、市民に誤解を与えるおそれがある。また、幹事長会議の未成熟な情報をもとに、後日議会内外で、当該議案の論議が蒸し返されるなど、無用な混乱を招くおそれがあると認められる。

かかる意味で、本件公文書は条例第9条第6号の意思形成過程に関する情報に該当する。

### (4) 結論

以上のとおり、本件公文書は塩竈市情報公開条例第9条第2号の個人識別情報及び同条第6号の意思形成過程情報に該当し、個人識別情報及び意思形成過程情報とそれ以外の情報を分離することが難しいことからすると、実施機関が本件公文書を非公開と決定したことは妥当である。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

平成14年11月14日 諮問の受理

同年12月16日 塩竈市議会事務局の職員(事務局長ほか)から口頭説明の

	聴取
同日	審議
平成 15 年 1 月 21 日	塩竈市議会事務局の職員（事務局長ほか）から口頭説明の
	聴取
同日	審議
同年 2 月 14 日	審議

以上